

石川県七尾市、穴水町、能登町、
珠洲市、輪島市の方向け

2024年
能登半島地震・豪雨
緊急復興支援



小学6年生から高校3年生世代の保護者のみなさま

2024年10月
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

【募集要項】

2024年能登半島地震・豪雨緊急復興支援

「能登子どもサポート給付金」のお知らせ

～一部損壊以上の被災世帯を対象に、子どもに関わる費用の一部を給付します～

2024年1月の能登半島地震および9月の奥能登豪雨で被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。子ども支援専門の国際NGO セーブ・ザ・チルドレンは、大規模災害の影響により進級・進学や就職に向けた準備などに支障がないよう、発災時に石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市のいずれかに在住し、被災状況の一定の条件を満たす小学6年生から高校生世代の子どもに対して給付金を提供いたします。ぜひお申込みください。

【対象者】

以下の要件1、2両方にあてはまる世帯の現在小学6年生または中学校、高校などに在学している子ども※学校は、国公立(県立・市立など)および私立、特別支援学校、通信制・定時制高等学校、中等教育学校、高等専門学校などの学校(一条校:学校教育法第一条に該当する学校をさす)に加え、一条校以外の各種学校、外国人学校、フリースクールも含まれます。

- 2024年1月の能登半島地震もしくは9月の奥能登豪雨発生時に石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市のいずれかに在住(罹災証明住所が左記5市町内)
- 2024年1月の能登半島地震もしくは9月の奥能登豪雨により災害時居住していた住宅が一部損壊・準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊のいずれかに認定

※現在、上記の市町以外に避難・引っ越しした世帯の子どもも対象になります。

【給付内容】

子ども一人につき一律3万円(返還の必要なし)

※上記申請条件を満たしていれば、きょうだいまとめてお申し込みいただけます。

【申請期間】

2024年11月1日(金)正午～12月16日(月)正午

※原則オンラインでの申請となります。やむを得ない事情がある場合のみ郵送を受け付けます。郵送の場合は12月16日(月)必着となります。消印有効ではありませんのでご注意ください。

※申請フォーム提出もしくは書類到着後、3週間程度で認定・振込の手続きを行います。

※申請期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けることはできませんのでご了承ください。

ウラ面もお読みください→

【必要書類】

以下の書類をご準備のうえ、申請フォームから写真またはスキャンデータを添付してください。

1. 対象となる子どもが属する世帯の住民票(世帯全員分)

※続柄必要(省略不可)、発行日が2024年10月28日以降のもの、マイナンバー不要。

2. 対象となる子どもが属する世帯の罹災証明書

※2024年1月能登半島地震、9月奥能登豪雨、両方の災害で被災された場合は、どちらか一方の罹災証明書をご用意ください。

【申請から給付までの流れ】

① **申請者**: 募集要項を読み対象条件に合っているか確認し、申請に必要な書類を用意する。

※詳細は【対象者】【必要書類】の項目をご確認ください。

② **申請者**: 以下の申請フォームより必要事項を入力し、必要書類のデータを添付して送信する。

申請フォーム <https://bit.ly/4hjeNl6>



※オンラインの申請が難しい場合は、問い合わせフォームに理由をお書きのうえお問い合わせください。

③ **セーブ・ザ・チルドレン**: 申請フォームの内容と必要書類をもとに認定の可否を判定。

認定の場合、外部送金サービス業者「GMO ペイメントゲートウェイ株式会社」が認定世帯に、給付金送付のための口座情報の依頼通知をメールで送信。

認定されなかった場合や連絡がつかなかった場合は、セーブ・ザ・チルドレンから申請世帯へ連絡。

※申請要件を満たした上で、内容に不備・虚偽がなく、必要書類が添付されていれば、原則認定となります。

④ **申請者**: 「GMO ペイメントゲートウェイ株式会社」からのメールに口座情報を連絡。

⑤ **セーブ・ザ・チルドレン**: 順次指定口座に入金。(申請後、3週間以内を目途)

【申請に関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部「能登子どもサポート給付金」担当
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階

問い合わせフォーム <https://bit.ly/40cRjYQ>

Email: japan.notosupport@savechildren.or.jp



※個人情報の保護について :

セーブ・ザ・チルドレンは、活動を通じて取得した全ての個人情報の重要性を認識し、当法人の「プライバシーポリシー」に基づき、個人情報保護法をはじめとする関係法令および関連ガイドラインを遵守して、個人の権利保護に努めます。

申請時に取得した個人情報は、本給付金の実施に必要な連絡・手続き、セーブ・ザ・チルドレンが行う他の活動や利用可能なサービスなどの申請者への情報提供、アンケート・インタビュー調査実施などに利用し、当法人が責任を持って管理・保管します(保管期限は給付終了後5年)。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。

なお、申請情報の審査や給付金の送金に関して、当法人が業務委託契約を結んだ企業などに、内容の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、皆様の個人情報は当法人の個人情報保護原則のもとで保護されます。また、申請情報や集計結果を活動報告・社会啓発・政策提言・広報活動など当法人の活動に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。当法人のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

<https://www.savechildren.or.jp/privacy-policy/>

～セーブ・ザ・チルドレンについて～

セーブ・ザ・チルドレンは、すべての子どもたちにとって、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現されている世界を目指し、世界約120ヶ国で活動する子ども支援専門の国際組織です。

2024年1月の能登半島地震の発災を受け、被害の大きかった地域のうち、石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市で緊急支援活動を実施。子どもたちや保護者のニーズにもとづき、避難所で緊急物資の提供や災害時の子どもの居場所「こどもひろば」を実施したほか、学校などへの備品支援や給食補食支援、放課後児童クラブ(学童保育)支援員向けに子どものための心理的応急処置研修を行うなど、これまでに7,000人以上の子どもや大人に支援を届けました。公式HP <https://www.savechildren.or.jp>



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン